

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和4年2月28日答申分

○答申の概要

| | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 2件 |
| 国民年金関係 | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100181 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100084 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 14 年 2 月から平成 16 年 5 月まで、平成 17 年 2 月及び同年 3 月の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 14 年 2 月から平成 16 年 5 月まで、平成 17 年 2 月及び同年 3 月 (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 14 年 2 月から平成 16 年 5 月まで、平成 17 年 2 月及び同年 3 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 14 年 2 月から平成 16 年 5 月まで、平成 17 年 2 月及び同年 3 月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 14 年 1 月及び平成 16 年 6 月から平成 17 年 1 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 14 年 1 月及び平成 16 年 6 月から平成 17 年 1 月までの標準報酬月額については、次の表の第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

請求者の A 社における平成 15 年 5 月から同年 8 月まで、同年 10 月から平成 16 年 5 月まで及び平成 17 年 2 月の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 15 年 5 月から同年 8 月まで、同年 10 月から平成 16 年 5 月まで及び平成 17 年 2 月の標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 14 年 1 月、平成 15 年 5 月から同年 8 月まで及び同年 10 月から平成 17 年 2 月までの訂正後の標準報酬月額 (次の表の第三欄 (平成 14 年 1 月及び平成 16 年 6 月から平成 17 年 1 月までについては第二欄) に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 | 第四欄 |
|-----------------------------|-------|-------|-------|
| 平成 14 年 1 月 | 22 万円 | — | 30 万円 |
| 平成 14 年 2 月から同年 8 月まで | 22 万円 | 30 万円 | — |
| 平成 14 年 9 月から平成 15 年 4 月まで | 22 万円 | 36 万円 | — |
| 平成 15 年 5 月から同年 8 月まで | 22 万円 | 38 万円 | 41 万円 |
| 平成 15 年 9 月 | 22 万円 | 32 万円 | — |
| 平成 15 年 10 月から平成 16 年 2 月まで | 22 万円 | 30 万円 | 32 万円 |
| 平成 16 年 3 月及び同年 4 月 | 22 万円 | 26 万円 | 32 万円 |
| 平成 16 年 5 月 | 22 万円 | 30 万円 | 32 万円 |
| 平成 16 年 6 月から同年 8 月まで | 22 万円 | — | 32 万円 |
| 平成 16 年 9 月から平成 17 年 1 月まで | 22 万円 | — | 28 万円 |
| 平成 17 年 2 月 | 22 万円 | 26 万円 | 28 万円 |
| 平成 17 年 3 月 | 22 万円 | 28 万円 | — |

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 13 年 8 月 1 日から平成 17 年 4 月 21 日まで

A社に勤務していた請求期間に係る年金記録の標準報酬月額が、実際の給与明細書の厚生年金保険料の控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額と相違しているため、実際に控除されていた厚生年金保険料額及び報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 14 年 2 月から平成 16 年 5 月までの期間、平成 17 年 2 月及び同年 3 月（次の表の第一欄に掲げる期間）については、請求者が提出したA社に係る給与明細書によると、厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、次の表の第二欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。

したがって、平成 14 年 2 月から平成 16 年 5 月まで、平成 17 年 2 月及び同年 3 月の標準報酬月額については、前述の給与明細書により、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 | 第四欄 |
|-----------------------------|-------|-------|-------|
| 平成 14 年 1 月 | 22 万円 | — | 30 万円 |
| 平成 14 年 2 月から同年 8 月まで | 22 万円 | 30 万円 | — |
| 平成 14 年 9 月から平成 15 年 4 月まで | 22 万円 | 36 万円 | — |
| 平成 15 年 5 月から同年 8 月まで | 22 万円 | 38 万円 | 41 万円 |
| 平成 15 年 9 月 | 22 万円 | 32 万円 | — |
| 平成 15 年 10 月から平成 16 年 2 月まで | 22 万円 | 30 万円 | 32 万円 |
| 平成 16 年 3 月及び同年 4 月 | 22 万円 | 26 万円 | 32 万円 |
| 平成 16 年 5 月 | 22 万円 | 30 万円 | 32 万円 |
| 平成 16 年 6 月から同年 8 月まで | 22 万円 | — | 32 万円 |
| 平成 16 年 9 月から平成 17 年 1 月まで | 22 万円 | — | 28 万円 |
| 平成 17 年 2 月 | 22 万円 | 26 万円 | 28 万円 |
| 平成 17 年 3 月 | 22 万円 | 28 万円 | — |

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 14 年 2 月から平成 16 年 5 月までの期間、平成 17 年 2 月及び同年 3 月について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保

除く。)についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の平成14年2月から平成16年5月までの期間、平成17年2月及び同年3月に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成14年1月及び平成16年6月から平成17年1月までの期間については、前述の給与明細書によると、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記1の表の第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

請求期間のうち、平成15年5月から同年8月までの期間、同年10月から平成16年5月までの期間及び平成17年2月については、前述の給与明細書によると、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記1の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の給与明細書によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額(第三欄(平成14年1月及び平成16年6月から平成17年1月までの期間については第二欄)に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。)に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(第三欄(平成14年1月及び平成16年6月から平成17年1月までの期間については第二欄)に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。)として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成13年8月については、同年8月度給与明細書によると、「8/*~8/*自宅待機」と記載されているところ、日本年金機構は、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額について、実際に支給される報酬月額により算定し、決定することが妥当である旨回答しており、当該算定により決定される標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っておらず、当該月に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額についても、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていないことが確認できる。

請求期間のうち、平成13年9月から同年12月までの期間については、前述の給与明細書によると、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていないことが確認できる。

請求期間のうち、平成14年1月については、請求者が提出した貯金通帳によると、給与の入金額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、A社は平成18年以前の賃金台帳を保管していない旨回答していること、請求者の住所地であったB市は保存年限満了のため、資料及び課税データはない旨回答していること、請求者自身も平成14年1月に係る給与明細書を所持しておらず、同年1月前後の月に係る給与明細書により確認できる給与支給総額及び厚生年金保険料控除額並びに貯金通帳により確認できる入金額は、いずれも異なっていることから、請求者の平成14年1月に係る給与支給総額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

請求期間のうち、平成16年6月から平成17年1月までの期間については、前述の給与明細書によると、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成13年8月か

ら平成 14 年 1 月までの期間及び平成 16 年 6 月から平成 17 年 1 月までの期間について、厚生年金特例法による標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100253 号

厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2100027 号

第 1 結論

昭和 60 年 11 月から平成 4 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 11 月から平成 4 年 2 月まで

昭和 60 年 11 月頃、社会保険事務所の窓口に出向き、国民年金の加入手続をして年金手帳の交付を受けた。納付書に従って毎月国民年金保険料の支払いを続けたのに国民年金の納付記録がないので、調査の上、国民年金の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間当時、国民年金保険料の収納及び納付記録の管理は、国民年金の記号番号により行われていたところ、オンライン記録によると、請求者の国民年金の記号番号（*）に係る昭和 60 年 11 月 1 日を資格取得日とする入力処理日は、平成 4 年 2 月 21 日であることが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続は、平成 4 年頃に初めて行われ、その際に、請求者が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 60 年 11 月 1 日に遡及して国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われたと考えられる。

なお、前述の資格取得に係る入力処理が行われた平成 4 年 2 月の時点において、請求期間のうち、昭和 60 年 11 月から平成元年 12 月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、日本年金機構は、請求者に対して*以外の国民年金の記号番号の払出しは無い旨回答しており、請求者の請求期間における住所地である A 市は、請求者に対し別の国民年金の記号番号が払い出された事実は確認できず、請求者の請求期間に係る国民年金保険料納付の有無について、資料の保存年限経過のため確認できない旨回答している。

このほか、請求者が請求期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100262 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100085 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 3 月から同年 10 月まで

強制適用事業所である A 社に昭和 58 年 3 月頃から同年 10 月頃まで B 業務担当として勤務していたが、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録がないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

商業登記簿謄本において、A 社の代表取締役であった者又は取締役であった者に照会したところ、そのうち複数の者（以下「複数の取締役」という。）は、勤務期間は不明であるが、請求者が同社に B 業務担当として勤務していたと思う旨回答しており、請求者が A 社の親会社として名称を挙げた C 社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の中には、請求者が A 社に B 業務担当として勤務していた旨回答している者がいることから、勤務期間の特定はできないものの、請求者が A 社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所であった記録はなく、複数の取締役は、同社が厚生年金保険の適用事業所となるための新規適用の届出を行ったかは不明である旨回答していることから、請求期間において、A 社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

また、厚生年金保険記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求期間において、請求者に対して厚生年金保険被保険者記号番号が払い出された形跡はない。

さらに、複数の取締役は、請求者に係る資料を保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の加入の有無及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。